

○ 総務省令第 号

電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）の規定に基づき、電気通信事業報告規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和元年 月 日

総務大臣 高市 早苗

電気通信事業報告規則の一部を改正する省令

電気通信事業報告規則（昭和六十三年郵政省令第四十六号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線（下線を含む。以下同じ。）を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重下線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、その標記の部分が同一のものは当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改め、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後

(中古の移動端末設備の取扱状況等報告)
 第四条の八 基地局を設置して携帯電話を提供する電気通信事業者は、中古の移動端末設備の入手及び売却等の状況について、様式第二十三の八により、毎報告年度経過後三月以内に、書面等により総務大臣に提出しなければならない。
 (SIMロック解除状況報告)
 第十条 基地局を設置して携帯電話を提供する電気通信事業者は、様式第三十により、毎四半期に発売した移動端末設備の種別数、毎四半期内のSIMロック(特定のSIMカード(携帯電話を提供する電気通信事業者との間で当該電気通信役務の提供を内容とする契約を締結している者を特定するための情報を記録した電磁的記録媒体(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものに係る記録媒体をいう。)をいう。以下同じ。)を取り付けた場合にのみ移動端末設備が動作する設定をいう。以下同じ。)を設定する種別の移動端末設備の販売台数及び毎四半期内にSIMロックを解除した数について、毎四半期経過後一月以内に、書面等により総務大臣に提出しなければならない。

様式第30 (第10条関係)

SIMロック解除状況報告	
	年 月 日から 年 月 日まで
事業者名 _____	
発売した移動端末設備の種別数	()
SIMロックが設定されていないもの	()
SIMロックの解除に対応しているもの	()
SIMロックを設定する種別の移動端末設備の販売台数	()
SIMロックを解除した数	()
移動端末設備の販売に際して行ったもの	()
求めに応じて行ったもの	()
自らの判断により行ったもの	()
移動端末設備の販売後に行ったもの	()
求めに応じて行ったもの	()

改正前

(中古の移動端末設備の取扱状況等報告)
 第四条の八 基地局を設置して携帯電話又はBWAアクセスサービスを提供する電気通信事業者は、中古の移動端末設備の入手及び売却等の状況について、様式第二十三の八により、毎報告年度経過後三月以内に、書面等により総務大臣に提出しなければならない。
 (SIMロック解除状況報告)
 第十条 電気通信回線設備を設置して携帯電話の電気通信役務を提供する電気通信事業者及び基地局を設置して携帯電話・PHSアクセスサービス(PHSに係るものを除く。以下この条において同じ。)を提供する電気通信事業者は、様式第三十により、毎四半期内に発売した携帯電話の電気通信役務及び携帯電話・PHSアクセスサービスに係る移動端末設備の種別数、当該種別数のうち特定のSIMカード(携帯電話等の電気通信役務を提供する電気通信事業者との間で当該電気通信役務の提供を内容とする契約を締結している者を特定するための情報を記録した電磁的記録媒体(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものに係る記録媒体をいう。)をいう。以下同じ。)を取り付けた場合にのみ移動端末設備が動作する設定(以下「SIMロック」という。以下同じ。)を解除することが可能なもの並びに毎四半期内にSIMロックを解除した数について、毎四半期経過後一月以内に、書面等により総務大臣に提出しなければならない。

様式第30 (第10条関係)

SIMロック解除状況報告	
	年 月 日から 年 月 日まで
事業者名 _____	
発売した移動端末設備の種別数	()
SIMロックが設定されていないもの	()
SIMロックの解除に対応しているもの	()
SIMロックを解除した数	()
求めに応じて行ったもの	()
自らの判断により行ったもの	()
参考事項	()

自らの判断により行ったもの	()
参考事項	

注1 括弧内には、スマートフォンに係る数を記載すること。

2 「発売した移動端末設備の種別数」の項には、電気通信事業者が毎四半期内に発売した携帯電話に係る移動端末設備の種類数を記載すること。

3 「SIMロックを設定する種別の移動端末設備の販売台数」及び「SIMロックを解除した数」の項には、当該移動端末設備の販売に際した移動電気通信役務の提供に関する契約の有無にかかわらず、携帯電話に係る移動端末設備について記載すること。

4～7 [略]

8 注6及び注7に定めるもののほか、注記すべき事情がある場合には、「参考事項」の項にその内容を記載すること。

9 [略]

注1 「発売した移動端末設備の種別数」の項については、電気通信事業者が毎四半期内に発売した携帯電話及び携帯電話・PHSアクセスサービス（PHSに係るものを除く。）に係る移動端末設備の種類数を記載すること。

[新設]

[新設]

2～5 [同左]

6 注4及び注5に定めるもののほか、注記すべき事情がある場合には、「参考事項」の項にその内容を記載すること。

7 [同左]

備考 表中の「」の記載及び対象規定の「」を二線をついた懸記部分を除く全体にわたる二線は注記による。

附 則

この省令は、公布の日から施行し、この省令による改正後の電気通信事業報告規則第十条及び様式第三十の規定は、報告期限が令和二年一月一日以降である報告から適用する。